

## 特定販売に関する書類

(法第 4 条第 3 項 4 号ロ関係、法第 26 条第 3 項第 5 号関係)

①特定販売を行う際に使用する通信手段	<input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> アプリケーションソフト <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> その他 ( )
②特定販売を行う医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 要指導医薬品 (特定要指導医薬品を除く。) <input type="checkbox"/> 第一類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第二类医薬品 <input type="checkbox"/> 第二类医薬品 <input type="checkbox"/> 第三類医薬品 <input type="checkbox"/> 薬局製造販売医薬品 (毒薬及び劇薬であるものを除く。)
③ 特定販売を行う時間	
④ 営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合は、その時間	
⑤ 保健所設置市等が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要 ※④に該当する場合のみ記入してください。	画像又は映像を撮影・電送する設備 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> デジタルカメラ <input type="checkbox"/> 電子メールで送信するためのパソコン、インターネット回線等 <input type="checkbox"/> 現状についてリアルタイムでやりとりできる電話機・電話回線 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑥ 特定販売を行うことについての広告に、申請書に記載する薬局 (店舗) の名称と異なる名称を表示するときは、その名称	
特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告するとき	⑦主たるホームページアドレス
⑧広告の手段	<input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> アプリケーションソフト <input type="checkbox"/> カタログ <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> はがき・ダイレクトメール <input type="checkbox"/> その他 ( )